## 船橋市立葛飾小学校課外クラブ活動(運動部・文化部)方針

### 1 学校教育目標

「21世紀を生き抜く 心豊かで たくましい児童の育成」

### 2 基本方針

児童の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教動活動の一環として、課外クラブ活動を位置付け、スポーツや音楽に自主的に親しむ活動を通して、児童の個性や能力の伸長を図る。

#### 3 課外クラブ活動の意義

課外クラブ活動は、児童がスポーツや音楽に親しみ、自らの個性や能力の伸長を図るとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立つ。

- (1) スポーツや音楽の楽しさを味わい、生涯にわたって文化的・健康的な生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- (3) 努力による達成感や充実感を味わわせることで、意欲や自己肯定感を高める。
- (4) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と触れ合うことにより幅広い人関係を形成する。

### 4 今年度の設置クラブ

- ・ミニバスケットボール(男子) 3年以上
- ・ミニバスケットボール(女子) 3年以上
- ・音楽部(合唱部の活動の一部を行う) 3年以上

※設置クラブと指導者は年度ごとに決める。教員の人事異動等より活動を休止する場合もある。

### 5 参加対象児童

○希望する児童で保護者の承諾を得た者(休部、退部の場合も保護者の申し出、承諾を 必要とする。)

#### 6 活動計画の作成

○課外クラブ指導者は、毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等) を作成し、校長の決裁を受け、部員に配付する。 ○大会前等で活動計画が、基準とする活動時間及び休養日に準ずることができない場合は、児童の負担過重にならない範囲で、管理職に活動計画を申し出 、校長の許可を得る。

### 7 適切な指導の実施

## (1) 安全・安心な活動

- ○校長及び課外クラブ指導者は、児童の心身の健康管理(熱中症やスポーツ障害・外傷の 予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施 設・設備の点検や活動安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ○大会やコンクール等での成績のみを重視して過重な練習を強いることがないように し、児童の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動 を行う。

### (2) 効果的な指導

○課外クラブ指導者は、科学的な見地から休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行うよう努める。また、児童の体力や技能の向上や生涯を通じて文化的な生活を楽しむ基礎を培うことができるように児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の活動意欲を持続させ、高める指導の工夫に努める。

### 8 活動時間

# <平日>

- ◇放課後の活動時間(練習時間)は2時間程度とする。
- <学校の休業日>
- ◇活動時間(練習時間)は3時間程度とする。但し、練習試合、大会等を除く。
- <長期休業中>
- ◇活動時間を勤務時間内に設定し、学期中に準じる。
- ※上記の時間を越えて活動する必要がある場合は、事前申し出により校長の許可を得て、 実施し、日没後の下校になる場合は、保護者の迎えを依頼する等の措置を講ずる。
- ※児童を再登校させて活動することは行わない。

### 9 休養日

#### <学期中>

- ◇週当たり2日以上の休養を設ける。
- ・平日で1日以上
- ・土曜日及び日曜日で1日以上
  - ※大会等で、土曜日及び日曜日に2日続けて活動した場合は、その前後の週において、平日の練習回数を1回減らす等の配慮を行う。

- <長期休業中>
- ◇取扱は学期中に準じる。
- ◇児童が課外クラブ活動以外にも多様な活動ができるように長期の休養期間 (オフシーズン)を設ける。
- ・夏季休業中は1週間以上(学校無人化期間を含む)
- ・冬季休業中は1週間程度
- <学校行事等で実施しない日>
- ◇職員会議日
- ◇振替休業日
- ◇千教研船橋支会研修日、市教育研究大会日
- ◇就学時健康診断日
- ◇年末・年始の閉庁期間
- ◇学校行事により事前に活動ができないと判断された日

## 10 保護者との連携・協力

課外クラブは教育課程外の活動であることから、保護者の理解と協力を仰いで取組を 充実させることが必要である。そのために、以下事項ついて保護者の協力を得られるよ うに努める。

- ・大会や練習試合、コンクール等の会場へ児童引率
- ・用具や楽器等の運搬
- ・学校休業日の練習や大会等での救護
- ・活動に必要な物品等の購入と管理
- ・クラブ連絡網の情報管理(指導者からの連絡・伝達)
- ・審判、練習の補助等

### 【参考】

『船橋市文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』

令和2年4月船橋市教育委員会

『持続可能で充実した文化部活動のためのガイドラン』平成31年3月千葉県教育委員会 『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』平成30年12月文化庁

『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』平成30年12月船橋市教育委員会 『船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』

令和30年10月船橋市教育委員会

『安全で充実した運動部活動のためのガイドラン』平成30年6月改訂千葉県教育委員会 『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラン』平成30年3月スポーツ庁 『運動部活動での指導のガイドラン』 平成25年5月文部科学省